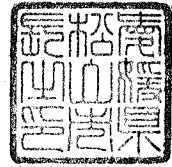


松山市告示 第311号  
平成19年10月30日

松山市長 中村 時広

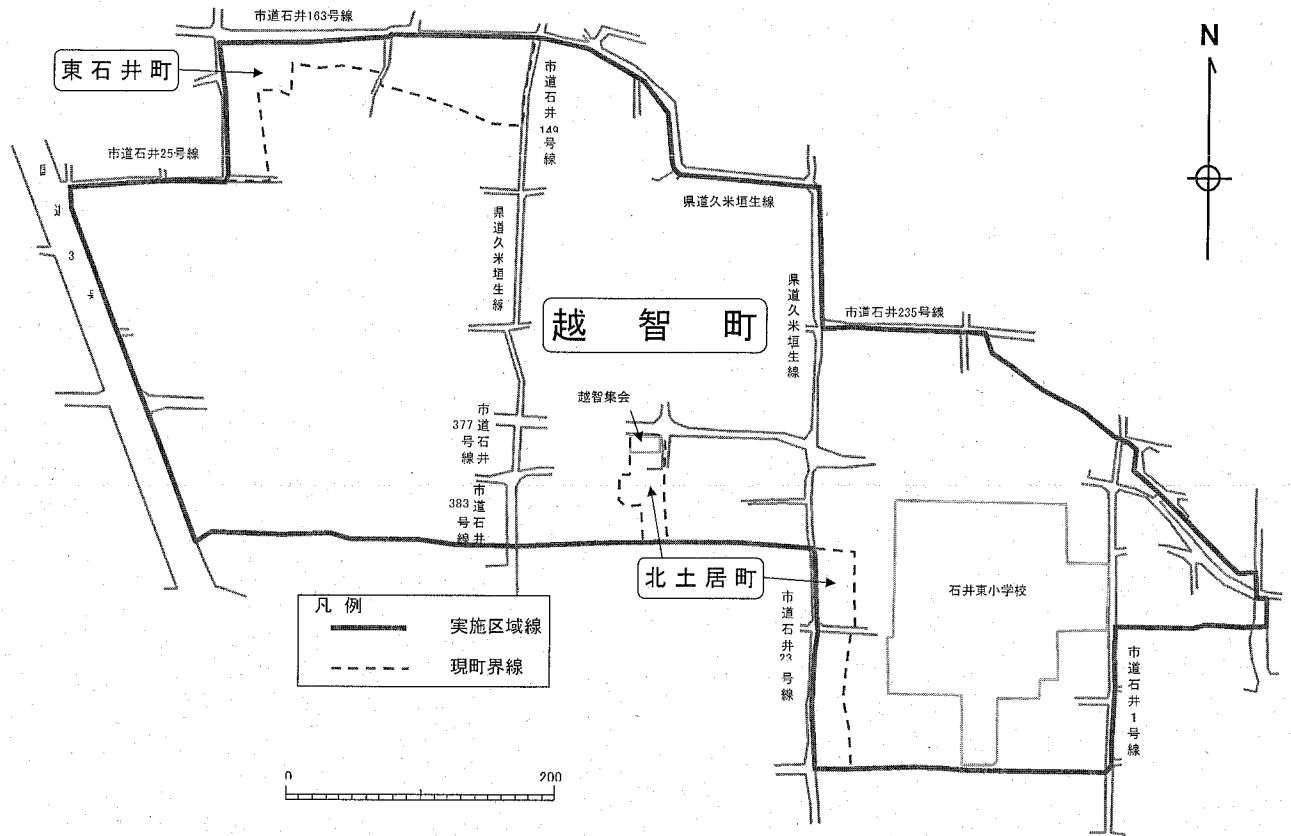


町の新設について（越智地区）

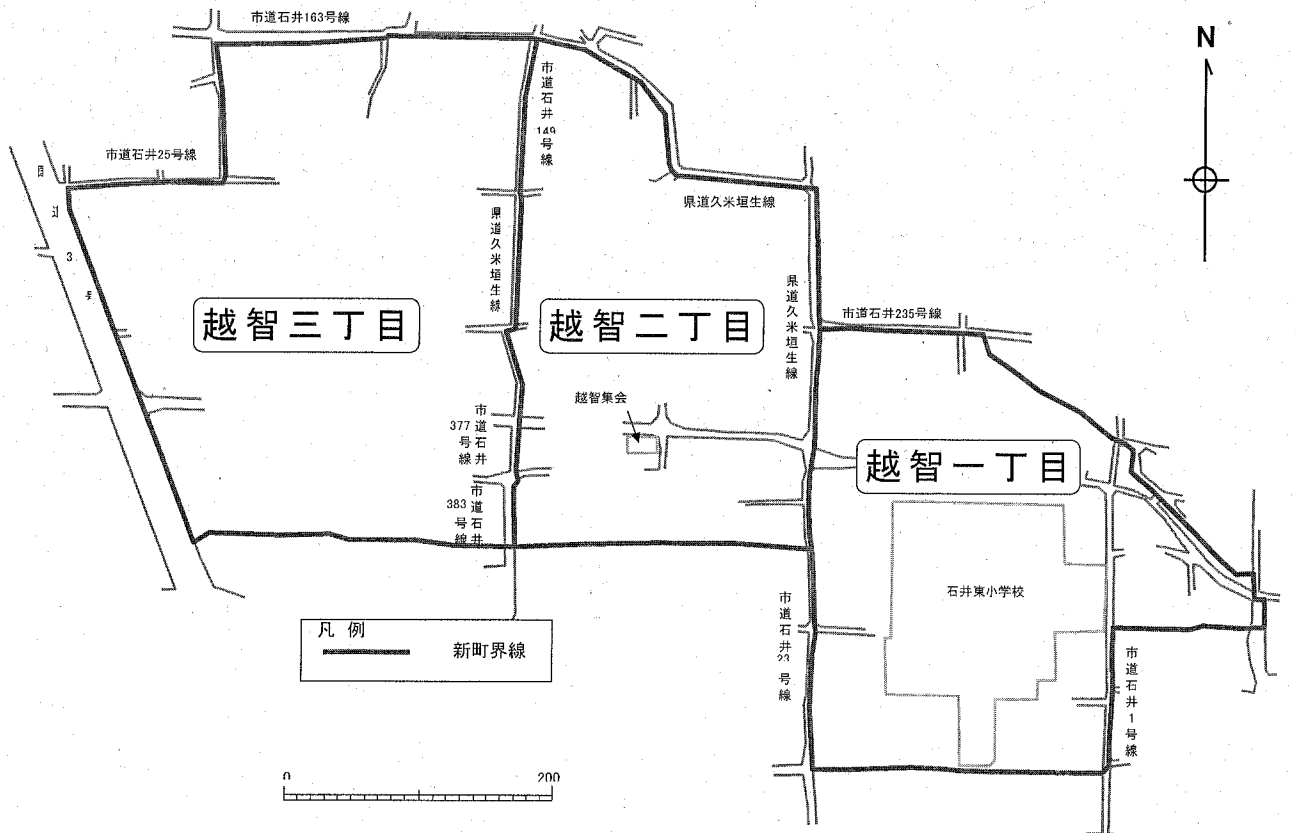
地方自治法第260条第1項の規定により、松山市長から別図1の区域をもって、別図2のとおり町の区域を新たに画するものとし、別表のとおり町の区域を表示する旨の届出があった。

この処分は、平成20年1月28日から効力を生ずる。

別図1  
実施区域及び現町界町名図



別図2  
新町界町名図  
(新町界は、別表のとおり)



別 表

新町の名称	新 町 の 区 域
越智一丁目	<p>越智町2の1、3の1、3の4、3の7及び8の3に隣接する水路である国有地の南側線、越智町12、13、15、16及び19の1に隣接する水路である国有地の南側線、越智町20の2に隣接する水路である国有地の南側線、市道石井1号線の東側線、越智町39の7、40の7、40の11、40の14から40の16まで、41の1、41の5及び41の6に隣接する道路である国有地の南側線、越智町48の2、48の3及び49の1に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の南側線、越智町49の1、50、51の1及び51の6に隣接する道路である国有地の南側線、北土居町304の1に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、市道石井23号線の東側線、市道石井235号線の南側線、越智町78の3の東側筆界線、越智町76の3、76の7、77の1、77の6、77の10、78の3、78の5及び78の7に隣接する水路である国有地の東側線、越智町2の9、23の2、23の5、23の7、23の11から23の13まで及び24の2に隣接する水路である国有地の東側線、越智町2の10の東側筆界線、越智町2の8の東側筆界線、越智町2の5の東側筆界線、越智町2の7の東側筆界線、越智町2の4の東側筆界線、越智町2の3の東側筆界線、越智町2の2の東側筆界線並びに市道石井281号線の東側線で囲まれた区域</p>
越智二丁目	<p>越智町99の1、101の4、102の5及び102の6に隣接する水路である国有地の南側線、北土居町501の5、越智町137の1から137の3まで及び143の1に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、越智町142の1に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、市道石井383号線の東側線、越智町145の2の西側筆界線、越智町145の1の西側筆界線、越智町145の6の西側筆界線、越智町145の5の西側筆界線、越智町145の4の西側筆界線、越智町147の1+147の2の西側筆界線、越智町147の3の西側筆界線、越智町148の1の西側筆界線、越智町148の2の西側筆界線、越智町148の2に隣接する水路である国有地の北側線、県道久米・垣生線の東側線、市道石井149号線の東側線、越智町174の3の北側及び東側筆界線、越智町172の1の北側筆界線、越智町172の8の北側筆界線、越智町172の3の北側筆界線、越智町171の4の東側筆界線、越智町171の5の東側筆界線、越智町171の6の東側筆界線、越智町171の7の東側筆界線、越智町171の9の東側筆界線、県道久米・垣生線の南側及び東側線並びに市道石井23号線の東側線で囲まれた区域</p>
越智三丁目	<p>越智町278の3、279の1、280の1、281及び282に隣接する道路である国有地の南側線、越智町283の1に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、越智町283の1、284の1、285の1及び285の4に隣接する水路である国有地に隣接する道路であ</p>

る国有地の南側線、越智町285の1、286の5、286の8、287の2及び288の1に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地に隣接する水路である国有地の南側線、国道33号の東側線、市道石井25号線の南側線、東石井町12の3の西側筆界線、東石井町12の9の西側筆界線、東石井町12の2の西側筆界線、東石井町12の6の西側筆界線、東石井町12の1の西側筆界線、東石井町10の1の西側筆界線、東石井町10の3の西側筆界線、市道石井163号線の南側線、東石井町7の8の北側筆界線、東石井町7の2の北側筆界線、東石井町4の1の北側筆界線、東石井町4の10の北側筆界線、東石井町4の13の北側筆界線、東石井町4の2の北側筆界線、東石井町3の2の北側筆界線、東石井町3の3の北側筆界線、東石井町2の2の北側筆界線、東石井町2の9の北側筆界線、市道石井149号線の東側線、県道久米・垣生線の東側及び南側線、越智町246の2に隣接する道路である国有地の東側線、越智町246の1に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の東側線、越智町271、272の1及び272の4に隣接する水路である国有地に隣接する道路である国有地の東側線、越智町145の3の東側筆界線、市道石井377号線の東側線並びに市道石井383号線の東側線で囲まれた区域